

2009.8



平成 20 年度職場体験学習 1
(インターンシップ)
日向工業高等学校 2 年生

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

受入企業：株式会社坂下組・株式会社淵上組・株式会社坂口建設
株式会社鮫島組・株式会社高山建設・株式会社大幸建設
株式会社高佐建設・株式会社鎌田建築・株式会社エイコー建設
吉村建築設計事務所・李田建築設計事務所・瀬之口企画設計室
正浩設計・有限会社徳永建設・西山工務店

No. 418

目 次

| | |
|-------------------------------------------|----|
| ◇平成21年8月行事予定 | 1 |
| ◇平成21年9月上旬行事予定 | 2 |
| ◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（7月分） | 2 |
| ◇県協会 会員の動き | 2 |
| ◇宮崎県建設業協会 | |
| 1. 県土整備部と県建設業協会常務理事会との第4回意見交換会を開催！ | 3 |
| 2. 県の施設を管理運営する指定管理者を募集します | 5 |
| 3. 建設業緊急経営相談事業 | 6 |
| 4. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について | 7 |
| 5. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて | 9 |
| ◇雇用改善コーナー | |
| 1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内 | 10 |
| 2. 建設教育訓練助成金のご案内 | 12 |
| ◇技 士 会 | |
| 1. 平成21年度 土木施工管理技術 検定試験1級「実地」試験受験準備講習会 | 14 |
| 2. 『監理技術者講習会』のご案内 | 15 |
| ◇建 退 共 | |
| 1. 建退共に参加している皆様へ | 16 |
| 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分） | 17 |
| ◇厚生年金基金 | |
| 1. 事業概況（6月分） | 17 |
| ◇建 災 防 | |
| 1. 過去1年間における「死亡者ゼロ」の新記録を樹立について！ | 18 |
| 2. 当面の各種技能講習会等実施予定について | 18 |
| 3. 宮崎労働局からのお知らせについて | 19 |
| ◇火薬協会 | |
| 1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について | 20 |
| 2. 平成21年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験について | 21 |
| ◇保証会社 | |
| 1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（6月分） | 22 |
| ◇試験・研修等のご案内 | |
| 1. 経営事項審査・宮崎県の工事評点対策講習会 開催のご案内 | 23 |

平成21年 8 月行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火薬協会・保証会社 |
|----|---|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | 土 | | | |
| 2 | ㊤ | 道路愛護デー | | |
| 3 | 月 | 青年部連合会意見交換会 建設業者研修（宮崎・高岡） | | |
| 4 | 火 | 建設業者研修（高鍋・西都） | 振動工具取扱作業従事者安全衛生 教育（延岡） | |
| 5 | 水 | 宮崎県建設業協会 4 級経理事務士 特別研修（6日まで宮崎） 監理技術者講習 建設業者研修（日向） | | |
| 6 | 木 | | | 火薬保安講習（西都） |
| 7 | 金 | | 低圧電気取り扱い業務特別教育（延岡） 基金九州地区総合厚生年金基金協 議会研修会（福岡） | |
| 8 | 土 | | | |
| 9 | ㊤ | | | |
| 10 | 月 | 宮崎県建設業協会第5回常務理事会 | 足場能力向上教育（木花） | |
| 11 | 火 | | 土止め先行工法講習（木花） | |
| 12 | 水 | | | |
| 13 | 木 | | | |
| 14 | 金 | | | |
| 15 | 土 | | | |
| 16 | ㊤ | | | |
| 17 | 月 | | 基金納入告知書発送 基金厚生年金基金説明会（大阪） | |
| 18 | 火 | | コンクリート造の工作物の解体等作 業主任者技能講習（19日まで木花） | |
| 19 | 水 | 土木施工管理技士1級合格発表 | | |
| 20 | 木 | 九州建設業協会第1回専務理事並 びに事務局長会議（大分） | 建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習（21日まで木花） | |
| 21 | 金 | 宮崎県建設業協会土木農林委員会 新分野進出セミナー③ （22日まで宮崎） | 高所作業車運転技能講習 （23日まで清武） 基金企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会役職員・事務担当者合同 研修会（宮崎） | |
| 22 | 土 | | | |
| 23 | ㊤ | | | 火薬類取扱保安責任者等知事試験 |
| 24 | 月 | | | |
| 25 | 火 | | | |
| 26 | 水 | | 基金総合監査（宮崎） | |
| 27 | 木 | 宮崎県建設業協会第7回リーダー 育成研修会座談会並びに閉講式 | | 火薬保安講習（小林） |
| 28 | 金 | | 中小総合工事業現場管理者統括管 理講習（木花） | |
| 29 | 土 | | | |
| 30 | ㊤ | | | |
| 31 | 月 | | | |

平成21年9月上旬行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火災協会・保証会社 |
|----|---|------------------------------|----------------------------------|----------------|
| 1 | 火 | | | |
| 2 | 水 | | | |
| 3 | 木 | | 車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（5日まで清武） | |
| 4 | 金 | 土木施工管理1級実地講習 （5日まで） | 低圧電気取扱い業務特別教育（木花） | |
| 5 | 土 | | | |
| 6 | ⑥ | | | |
| 7 | 月 | | | |
| 8 | 火 | | | |
| 9 | 水 | 労働局建設雇用改善対策会議 | | |
| 10 | 木 | 9月定例議会開会 | 全国建設業労働災害防止大会 （11日まで東京） | |

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（7月分）

【会員専用】

| 項 | 目 | 所 管 | 形 式 |
|---|---------------------|-----------|-----|
| 1 | 排出ガス対策型建設機械の指定等について | 国 土 交 通 省 | PDF |

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（7月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-----------------|------|-----------------------------|-----------------|
| 宮 崎 | （株）志多組 | 代表者 | 志多宏彦 | 早川忠孝 |
| | （株）NIP00宮崎統括事業所 | 商 号 | （株）NIP00コーポレーション 宮崎統括事業所 | （株）NIP00宮崎統括事業所 |
| 串 間 | 有 嶋 建 設（株） | 代表者 | 有 嶋 富 夫 | 有 嶋 由 紀 夫 |
| 小 林 | （株）小園建設 | 代表者 | 小 園 敏 文 | 小 園 百 合 子 |
| | 原 工 業（株） | 代表者 | 原 千 春 | 原 裕 一 |

【代表者、組織、所在地等】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 代表者名 |
|--------|--------|------|
| 日 南 | （有）松田組 | 松田良幸 |

宮崎県建設業協会

1. 県土整備部と県建設業協会常務理事会との第4回意見交換会を開催！

平成21年7月6日（月）午後1時30分より宮崎県建設会館5階「会議室」において、先月に引き続き、総合評価落札方式等について県土整備部と最終的な意見交換会が実施され、下記のとおり改正されることとなった。

総合評価落札方式の試行要領の主な改正内容については次のとおりである。

1 適用範囲の見直し

- (1) 特別簡易型の適用範囲の拡大
- (2) 簡易Ⅱ型の廃止
- (3) 地域企業育成型に建築一式工事を追加

2 評価項目の見直し

- (1) 工種別評価シートの作成
- (2) 「受注状況」の追加
- (3) 「雇用の状況」の見直し

新規学卒者、障がい者、消防団員の雇用の総数により評価する。

※障がい者法定雇用の義務のある企業は、法定雇用の義務を満たしている場合を1名とする。

- (4) 技術者の工事成績評価の見直し

①現場代理人として従事した工事の工事成績点については、国家資格等の保有などの条件を満たす場合は評価の対象とする。

②国発注工事の工事成績点も評価の対象とする。

③最高点を90点から85点に変更する。

- (5) 防災協定の取扱いの見直し

防災協定については、①及び②を段階的に評価する。

①「異常気象時における県管理公共土木施設の防災協定に基づく協力体制」

②その他の「県との防災協定」

3 技術申請書の審査確認書の発行

「共通項目」及び「指定する同種工事」については、技術申請書の審査後、確認書を発行し、その後の入札においては、確認書を技術申請書とし、提出書類の省力化を図る。

※指定する同種工事

- 道路に関する土木一式工事
- 道路に関する舗装工事
- 一・二級河川に関する土木一式工事

(注)「共通項目」及び「指定する同種工事」については、極力、工事公告前の審査をお願いします。

(7月21日から随時受け)

※ただし、建築工事は除きます。

出席者（県土整備部）

| | |
|-------------|-------|
| 技術検査課部参事兼課長 | 岡田 健了 |
| 技術検査課課長補佐 | 大迫 忠敏 |
| 技術検査課主幹 | 大坪 正和 |
| 管理課課長補佐 | 佐野 詔藏 |
| 管理課主幹 | 河野 譲二 |



意見交換会①



意見交換会②

2. 県の施設を管理運営する指定管理者を募集します

宮崎県では、県の施設に指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営や県民サービスの向上を図ることとしています。

今回、以下の2つの施設について、指定管理者を募集しますので、積極的な応募をお待ちしています。

- | | | |
|---|------------|------------------------------|
| 1 | 施設名称 | 宮崎県建設技術センター（清武町） |
| | 指定期間 | 平成22年4月1日から5年間 |
| | 指定管理者の業務 | 若手建設技術者（産業開発青年隊）の育成及び施設の管理運営 |
| | 基準価格（上限額） | 年額 93,435千円（総額467,175千円） |
| | 指定申請書の提出期間 | 平成21年8月31日まで |
| | （問い合わせ先） | 宮崎県県土整備部 管理課 総務担当 |
| | | 電話 0985-26-7175 |

- | | | |
|---|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 施設名称 | 延岡市所在の宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等 （県と延岡市の共同募集で、同一の指定管理者に県営住宅と延岡市営住宅等を一括して管理していただきます。） |
| | 指定期間 | 平成22年4月1日から3年間 |
| | 指定管理者の業務 | 宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等（約3800戸）の管理運営 |
| | 基準価格（上限額） | |
| | 県分 | 年額 34,121千円（各年度） （総額 102,363千円） |
| | 延岡市分 | 年額 49,074千円（平成22年度） 年額 49,682千円（平成23、24年度） （総額 148,438千円） |
| | 指定申請書の提出期間 | 平成21年9月4日まで |
| | （問い合わせ先） | 宮崎県県土整備部 建築住宅課 公営住宅担当 |
| | | 電話 0985-26-7196 |

※ 募集に関する詳細情報は県ホームページをご覧ください。
募集要領や申請書等もダウンロードできます。

3. 建設業緊急経営相談事業

平成21年6月30日
国土交通省総合政策局
建設市場整備課建設産業振興室

～ 建設業緊急相談窓口の設置について ～

1. 趣 旨

地域の建設業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、建設業は各地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その経営力の強化が重要な政策課題となっております。

今般、建設企業からの高度かつ複雑な経営相談に迅速に対応するべく「建設業緊急経営相談事業」を株式会社日本総合研究所に委託し、同社に「建設業緊急相談窓口」を設置致します。

2. 経営相談の内容例

経営改善計画策定、財務戦略、収益性改善、連鎖倒産回避、転業・事業多角化等

※ なお、本件窓口での対応はあくまでも経営課題に対するアドバイスであり、融資の申込み、書類の申請等の実務的な支援は対象外です。また、本件支援にて行った提言内容は、その実現を保証するものではありません。

3. 相談方法について

株式会社日本総合研究所に設置する窓口にご連絡を頂き、相談内容に応じて弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等の専門家によるアドバイスを行います。

また、これらの専門家が、モデル的に、現地を実際に訪問し、アドバイスを行う場合があります。なお、相談費用は無料です。

※ 相談を行う専門家には守秘義務があります。相談内容を業務目的以外に使用することは一切ありませんのでお気軽にご利用下さい。

4. 相談窓口設置期間

平成21年7月1日（水）～平成22年3月31日（水）

5. お問い合わせ窓口

相談を希望される方は、下記URLの様式をダウンロードした上で必要事項をご記入のうえ、下記窓口までFAX又はメールにて送付願います。

建設業緊急相談窓口：株式会社 日本総合研究所 総合研究部門内

窓口直通：03-3288-4792

F A X：03-3288-4691

E-mail：200010-soudan@ml.jri.co.jp

実施要領：http://www.jri.co.jp/press/2009/jri_090630_form.pdf

申 込 書：http://www.jri.co.jp/press/2009/jri_090630_form.ppt

6. その他

本事業は、財団法人建設業振興基金で実施しているワンストップサービスセンター事業と相互に連携を行っております。ワンストップサービスセンターの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

< 本件に関するお問い合わせ先 >

国土交通省総合政策局建設市場整備課建設産業振興室
電話 03-5253-8111(代表) 03-5253-8281(直通)
担当 藤條 (内線24828) 鈴鹿 (内線24827)

4. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について

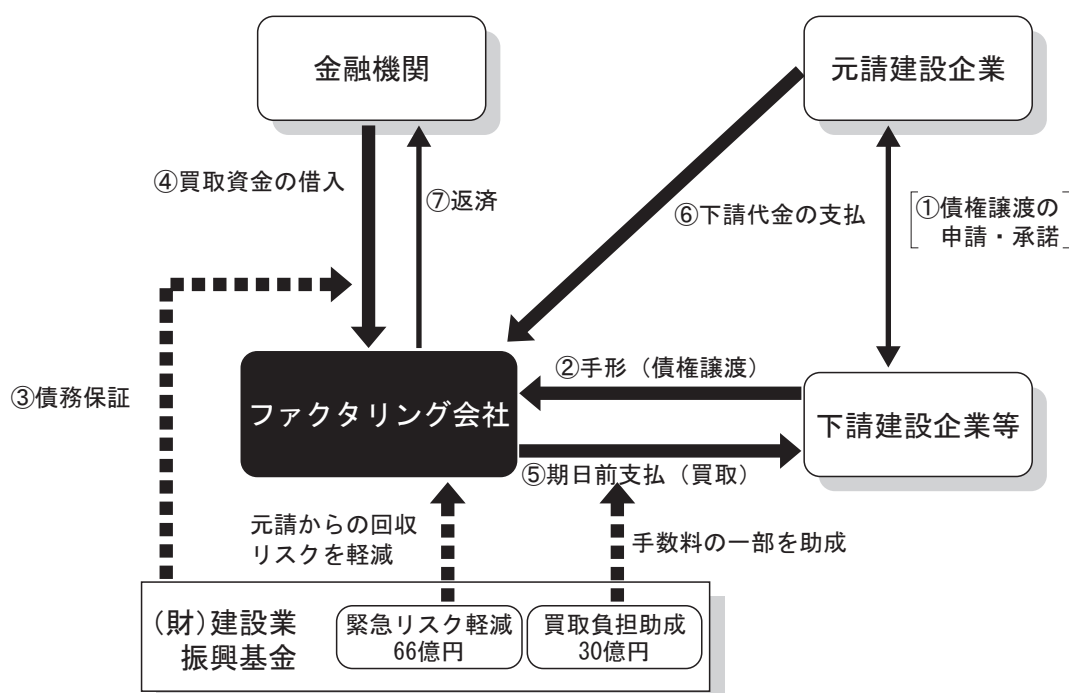
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、債権買取資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を実施
- 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

| | | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施期間 | 平成21年7月1日～平成23年3月31日 | |
| 対象となる債権 | 元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体） | |
| 債権買取限度額等 | 項 目 | 内 容 |
| | (1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲 (2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額 (3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額 (4) 債権買取の際の設定利率の上限 (5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定） | ・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。 ・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。 ・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。 ・15%（年率）を上限。 ・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。 |
| 金利負担助成 | 買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限） | |
| 損失補償の割合 | 回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償 | |
| 対象となる元請建設企業 | ①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等 | |
| 対象となる一次下請建設企業等 | 資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社（元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る） | |

～お問い合わせ～

下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656

(株)建設総合サービス 06-6543-2843
 ※ファクタリング事業専用ダイヤル

5. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて

登録企業の皆様用

新しいコリンズ・テクリスの登録システムリリースについて

延期になっておりました新しいコリンズ・テクリスの登録システムのリリースが、このたび平成21年8月18日（火）に決定しました。

システム移行に伴って、8月6日（木）17:00～8月18日（火）9:00の間登録ができなくなります。
詳細については、今後ホームページ等でご案内します。

この資料では、現時点で確定している新しいコリンズ・テクリスの「利用の流れ」を説明します。

利用の流れ

1-1. 現在オンライン登録を利用されている方

平成18年4月1日以降に新しくユーザIDを取得された方、または平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行った方。
※新しいコリンズ・テクリスの利用手続きは不要です。

1-2. 初めてコリンズ・テクリスを利用される方。

※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb利用申込みを行います。

その他の方

1-3. 今までオンライン登録を行ったことがなくコリンズ・テクリスの「FD登録」や「代行サービス」のみをご利用いただいた方。
1-4. 平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行わなかった方。（ユーザID無効企業）
1-5. ログイン・パスワードを忘れた利用責任者。
※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb再利用申込みを行います。

↓ ↓ ↓

2. コリンズ・テクリスにログインし「建設実績情報の作成」を行います。
3. 作成した内容を発注機関の担当者に確認してもらいます。
4. 発注機関の担当者の情報など確認情報を入力します。
5. 利用料金の確認を行い登録します。登録確認後、登録内容確認書をダウンロードし発注機関に提出します。

注1) Web環境の整ってない場合等については、当財団にて代行登録を行います。（赤坂本部のみで受付）

(1)

■利用者権限と利用体制について

1社に1人「利用責任者」を設定していただきます。
利用責任者は、コリンズ・テクリス利用に関して企業を代表していただき、企業内のコリンズ・テクリス利用者管理、企業情報管理、技術者情報管理等を行っていただきます。

【利用責任者】
 ■コリンズ・テクリスを利用する企業内のユーザ「登録者」「作成者」「閲覧者」の設定と管理を行います。
 ■企業情報、技術者情報、事業所情報、請求情報等の企業情報の登録と管理を行います。
 ■コリンズ・テクリス利用に関して登録・作成・閲覧など、全ての利用権限を有します。
 ■財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）との窓口になっていただきます。

【登録者】
 工事・業務の登録用データ（契約・完了登録）を作成できます。コリンズ・テクリスに登録できます。

【作成者】
 工事・業務の登録用データを作成できます。登録はできません。

【閲覧者】
 社内で登録した工事・業務のデータを閲覧できます。

【利用体制の例】

〇〇建設株式会社

本社
企画部：利用責任者

窓口業務(TELメール等) ← (財)日本建設情報総合センター(JACIC) コリンズ・テクリスセンター

本社
工事部：登録者
作成者

本社
営業部：閲覧者

関東支店
営業部：閲覧者
土木部：登録者

関西支店
営業部：閲覧者
建築部：登録者

……

(2)

新しいコリンズ・テクリスの登録システム（補足資料）

■新システムと今までのシステムの違い

| | 新システム | 今までのシステム |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| システム方式 | Webシステム ※Webブラウザを利用します。 利用するパソコンにシステムをインストールする必要はありません。 | クライアント/サーバシステム ※利用するパソコンにシステムをインストールします。 |
| 認証 | ユーザID/パスワード ※今までのシステムのものを利用できます。 | ユーザID/パスワード/電子証明書 |
| 利用申請（ユーザIDの取得） | 社内の利用者は「利用責任者」がシステムに設定します。 ※初めて利用する場合は「Web利用申込み」を行い必要書類（要押印）をJACICに送付します。 | 「利用申請者」がインターネット利用申請により、インターネットと紙の申請書で必要書類を添付しJACICに申請します。 |
| 登録について | 【コリンズ】請負金500万円以上2500万円未満の工事でも技術データを登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。（補償コンサルタントも含む） | 【コリンズ】技術データは2500万円以上の工事登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。 |
| 登録した実績の検索 | 各企業では、登録した工事や業務の実績を検索、閲覧することができます。 | 企業で登録した実績を検索する機能はありません。 |
| 発注者への確認 | 【コリンズ・テクリス】登録のための確認のお願い・登録内容確認書 | 【コリンズ】・工事カルテ登録機関確認書 ・工事カルテ受領書 【テクリス】・業務カルテ登録機関確認書 ・業務カルテ受領書 |
| 利用料金 | 登録・訂正等の料金は既存システムと同額です。 ※ただし一部の新設機能（自社登録データの複数件ダウンロード等）は別途料金です。 | 2500万円以上の工事1件の登録は9030円（業務は500万円以上）、訂正料金2940円、2500万円未満の工事1件につき登録は2940円（業務は100万円以上500万円未満）等です。 |
| 代行登録 | Web環境の整ってない等の場合は、代行登録を行います。 従来のFD登録は、廃止します。 ※申込書は、本部（赤坂）のみで受付ます。 | Web環境の整ってない等の場合は、代行人（FD登録）を行います。 |

(3)

初めて利用される方

■インターネットに繋がるパソコンを準備してください。
■<http://ct.jacic.or.jp>から「Web利用申込み」を行い、ユーザIDとパスワードを取得してください。ご利用は、8月18日からになります。
(*)テクリスの場合、従来の会社コード、技術者IDでそのまま利用出来ます。

新システムの特徴

■システムをパソコンにインストールする必要はありません。
Web（IE）ブラウザからご利用いただけます。
■現在ご利用されているユーザIDとパスワードでご利用できます。
電子証明書は廃止します。
■受注（契約）登録を旧システムで登録していても、竣工（完了）登録は新システムで登録可能です。

主な新しい機能

■各企業に「利用責任者」を設置し、企業内の利用は全て「利用責任者」に管理していただきます。利用申請をその都度JACICに行う必要はありません。
■コリンズ請負金額500万円以上2500万円未満の工事の技術データが登録できます。テクリスでは100万円以上の業務登録を行うことができます。
■今まで自社が登録した工事や業務の実績を自由に検索できます。
■新たに「企業ID」「建設実績技術者ID」を発行し、企業や技術者を一元管理して、データの品質を向上させます。

問合せ先
財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター
〒107-8416
東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4F
URL : <http://www.ct.jacic.or.jp/>
E-mail : ct7k@jacic.or.jp

(4)

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
（支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度））

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
（支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度））

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

| (今回の事例の内訳) | |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [A社負担額] | [助成額] |
| 企業案内の作成経費 | |
| 300,000円(※1) | 300,000円×1/2=150,000円(※2) |
| シャワー室の設置経費 | |
| 65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料 | 325,000円×1/2=162,500円(※2) |
| 雇用管理研修の受講経費 | |
| 10,000円(※5)×1日課×2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額) | 10,000円(※6)×0.8=8,000円 8,000円<5,000円(※2)のため 5,000円(※2)×1日課×2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※2)=認定日額の支給対象額 |
| 合 計 | |
| 実施経費710,000円 (①+②+③) | 助成額355,000円 (※2+④+⑤) |

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

| 技能講習 | 教習 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 | クレーン運転実技教習 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 | |
| 床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習 | |
| 小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習 | |
| ガス溶接技能講習 | |
| 車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ） </div> 運転技能講習 | 移動式クレーン運転実技教習 |
| 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 | |
| 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 | |
| 不整地運搬車（1t以上）運転技能講習 | |
| 高所作業車（10m以上）運転技能講習 | |
| 玉掛け技能講習 | |

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教育機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

| (今回の事例の内訳) | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【A社負担額】 | 【助成額】 |
| 第2種（経費助成） | |
| 100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small> | 500,000円×70%=350,000円…③ |
| 第4種（賃金助成） | |
| 9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small> | 10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small> |
| 合 計 | |
| 実施経費 800,000円（①+②） | 助成額 500,000円（③+④） |

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教育及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教育機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

技 士 会

1. 平成21年度 土木施工管理技術検定試験 1級「実地」 試験受験準備講習会

【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

つきましては、1級土木施工管理技士の資格取得を目指す皆様と共に学習をいたしたいと思ひ次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

| | |
|-------|---------------------------|
| 日 程 | 平成21年9月4日（金）～9月5日（土）2日間 |
| 時 間 | 9：00～17：00 |
| 場 所 | 宮崎県建設会館（宮崎市） |
| 実地試験 | 平成21年10月4日（日）（福岡市） |
| 問 合 せ | 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 |

* 21年度及び20年度の学科試験合格者が対象です。

1級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験に合格されないと1級の「国家資格」資格証がもらえません。折角今回学科に合格されましたので、この機会を逃さないように、是非合格をしていただきたい。

技術は会社の顔である。開発に終わりはない。ひとつ完成すれば次の開発が待っている

2. 『監理技術者講習会』のご案内

《建設業法に基づく監理技術者講習》の20年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講してください。

土木施工管理技士会（国土交通大臣登録番号-5）が実施する講習「CPDS認定」

| 日 程 | 会 場 |
|----------------|----------------------|
| 平成21年8月5日（水） | 宮崎市学園木花台「宮崎職業能力開発協会」 |
| 平成21年11月28日（水） | |
| 平成22年2月10日（水） | |

1. 受講対象者 公共工事の「監理技術者」となる方

- ①土木施工管理 ②建築施工管理 ③造園施工管理
④管工事施工管理 ⑤電気工事施工管理 ⑥建設機械施工管理

以上の管理者は「監理技術者」になる方です。

2. 受講料 10,800円（テキスト・講習修了証交付手数料・消費税）

※ インターネット（<http://www.ejcm.jp>）申込みなら受講料10,500円

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格証と同様に携帯しておくことが望まれます。

技術は会社の顔である。開発に終わりはない。ひとつ完成すれば次の開発が待っている

建退共

1. 建退共に参加している皆様へ

建設業退職金共済制度

建退共に 加入している 皆さまへ



証紙貼付状況の
確認は定期的に!

現場を変わる時は
手帳を忘れずに
受け取りましょう!

建設業界を引退したら 忘れずに退職金を 請求しましょう!

退職金は
手帳に貼られた証紙が
24月(1カ月は21日)以上で
請求できます。



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 TEL.03-5400-4316

勤労者退職金共済機構
建退共宮崎県支部

〒880-0866 宮崎市橘通東2丁目9番19号 無償社会館内
TEL.(0985)20-8867
FAX.(0985)20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

| 月別 | 区分 | | 月別 | 区分 | 手帳更新 状 況 | 退職金支給状況 | | 掛金収納状況 (5月分) |
|------|-------------|-------------|---------|----|-------------|---------|------------|-----------------|
| | 共 濟 契約者数 | 被共済者数 | | | | 冊 | 件 | |
| 5月末計 | 社 3,399 | 名 47,713 | 前年度累計 | | 364,848 | 39,788 | 22,771,808 | 110,436,046 |
| 加 入 | 3 | 128 | 当 月 分 | | 719 | 203 | 146,438 | 41,639 |
| 脱 退 | 8 | 244 | 本 年 度 分 | | 2,371 | 642 | 537,514 | 74,264 |
| 6月末計 | 3,394 | 47,597 | 累 計 | | 367,219 | 40,430 | 23,309,322 | 110,510,310 |

注：掛金収納額は21.5月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（6月分）

1. 適用

(平成21年6月末現在)

| 設立事業所数 | 加 入 員 数 | | |
|--------|---------|------|--------|
| | 男 | 女 | 計 |
| 365社 | 3,971人 | 633人 | 4,604人 |

2. 給付

裁定状況

(平成21年6月末現在)

| | 当 月 分 | | 年 度 累 計 | |
|---------|-------|-----------|---------|------------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| 第1種退職年金 | 17 | 8,640,300 | 35 | 16,855,700 |
| 第2種退職年金 | 22 | 4,125,600 | 79 | 18,659,600 |
| 選択一時金 | 14 | 9,910,600 | 24 | 16,622,500 |
| 脱退一時金 | 25 | 4,483,500 | 94 | 18,143,500 |
| 遺族一時金 | 0 | 0 | 3 | 1,310,400 |

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年6月末現在)

| | |
|------|------------------|
| 信託資産 | 13,295,851,543 円 |
| 合 計 | 13,295,851,543 円 |

建 災 防

1. 過去1年間における「死亡者ゼロ」の新記録を樹立について！

宮崎県における平成20年の建設業における死亡者数は、1名で「過去最少の死亡者数」（過去の最少記録数は平成17年の4名）を樹立致しましたことは既にお知らせしておりますが、去る平成21年7月7日、建設業における労働災害による過去1年間（平成20年7月8日～平成21年7月7日）の死亡者ゼロの新記録を樹立致しました。

このことは、宮崎労働局及び国、宮崎県を始めとした工事発注機関のご指導並びに会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されます。

会員事業者の経営者の皆様方におかれましては、引き続き、経営者自らの現場パトロールの実施及び当協会支部が実施する教育等を社員に受講させて頂いて、死亡災害ゼロを目指したさらなる労働安全衛生水準の向上をお願いします。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在等、労働安全衛生法違反による死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、安全衛生の確保に必要な不可欠な安全衛生教育等の投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

2. 当面の各種技能講習会等実施予定について

当面の各種技能講習会等の実施予定は次のとおりで、当協会宮崎県支部のホームページ（「建災防宮崎県支部」）でアクセスできます。）にも掲載（受講申込書はダウンロードできます。）されています。

| 月 | 日程 | 講習名 | 会場 | CPDS 登録番号 | 月 | 日程 | 講習名 | 会場 | CPDS 登録番号 |
|----|--------|------------------------------|----|--------------|-----|--------|------------------------------|----|--------------|
| 8月 | 4日 | 振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育（チェーンソー除く） | 延岡 | 41490 | 10月 | 2～3日 | 小型車両系建設機械（整地・掘削）運転の業務に係る特別教育 | 清武 | 43079 |
| | 7日 | 低圧電気取扱い業務特別教育 | 延岡 | 41481 | | 6～8日 | 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 | 都城 | 41086 |
| | 10日 | 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 | 宮崎 | 49260 | | 15～17日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 清武 | 43242 |
| | 11日 | 「土止め先行工法」講習 | 宮崎 | 41475 | | 23～25日 | 高所作業車運転技能講習 | 清武 | 43190 |
| | 18～19日 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 | 宮崎 | 41089 | 11月 | 10日 | 低圧電気取扱い業務特別教育 | 延岡 | 41484 |
| | 20～21日 | 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 | 宮崎 | 41088 | | 13～14日 | ローラーの運転の業務に係る特別教育 | 清武 | 43081 |
| | 21～23日 | 高所作業車運転技能講習 | 清武 | 43189 | | 19～20日 | 職長・安全衛生責任者教育 | 宮崎 | 41093 |
| | 25日 | 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 | 延岡 | 申請中 | | 26～28日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 清武 | 43243 |
| 9月 | 3～5日 | 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習 | 清武 | 43241 | 12月 | 8～9日 | 職長・安全衛生責任者教育 | 延岡 | 41094 |
| | 4日 | 低圧電気取扱い業務特別教育 | 宮崎 | 41483 | | 11～13日 | 高所作業車運転技能講習 | 清武 | 43191 |
| | 11～13日 | 不整地運搬車運転技能講習 | 清武 | 43196 | | | | | |
| | 18日 | 石綿取扱い作業従事者特別教育 | 宮崎 | 41487 | | | | | |
| | 30日 | 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 | 宮崎 | 申請中 | | | | | |

□ 開催場所

| 開催地 | 会場名 | 住所 |
|-----|-------------|------------------------|
| 宮崎 | 宮崎県職業能力開発協会 | 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3（駐車場有） |
| 清武 | 宮崎県建設技術センター | 宮崎郡清武町今泉2559-1（駐車場有） |
| 延岡 | 延岡地区建設業協会 | 延岡市愛宕町2丁目32番地（駐車場有） |
| 都城 | 都城地区建設業協会 | 都城市北原町26街区13号（駐車場有） |

3. 宮崎労働局からのお知らせについて

労災保険で二次健康診断等が無料で受けられます。

1 二次健康診断等給付の受診対象者

労働安全衛生法に基づく一次健康診断の結果において、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する方が受けられます。

(1) ①血圧の測定②血中脂質検査③血糖検査④腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定の4つの検査について「異常の所見がある」とされた方

(2) (1)の4つの検査項目において「異常なし」の所見と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、当該産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

※ 労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

※ 産業医等とは、事業場に選任されている産業医、地域産業保健センターの医師及び小規模事業所が共同選任した産業医の要件を備えた医師等をいいます。

2 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断は労災病院及び労働局長が指定する病院等で無料で受けることができ、二次健康診断と特定保健指導が受けられます。

(1) 二次健康診断

脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査

(2) 特定保健指導

二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導

○お問い合わせ先

宮崎労働局 (0985-38-8837)

宮崎労働基準監督署 (0985-29-6000)

延岡労働基準監督署 (0982-34-3331)

都城労働基準監督署 (0986-23-0192)

日南労働基準監督署 (0987-23-5277)

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年8月23日（日）、宮崎市（宮崎サザンビューティ美容専門学校）において実施する平成21年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せください。

専門の講師をご案内いたします。

宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

| 種 別 職 種 | 甲種取扱責任者 | 乙種取扱責任者 | 丙種製造責任者 | 合 計 |
|------------|---------|---------|---------|------|
| 建 設 関 係 | 51名 | 13名 | 2名 | 66名 |
| 砕 石 関 係 | 11名 | 5名 | 0名 | 16名 |
| 製 造 関 係 | 4名 | 0名 | 0名 | 4名 |
| 販 売 関 係 | 1名 | 0名 | 0名 | 1名 |
| 煙 火 関 係 | 0名 | 0名 | 3名 | 3名 |
| 公 務 員 | 6名 | 0名 | 0名 | 6名 |
| 学 生 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| そ の 他 | 12名 | 0名 | 1名 | 13名 |
| 合 計 | 85名 | 18名 | 6名 | 109名 |

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室（5階）です。
場所は、宮崎駅西口の南西角（県道沿い）です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、090-7151-5499 です。
(専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。)
- 駐車場は、宮崎駅西口の有料駐車場を利用してください。

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

2. 平成21年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験について

1 試験日時

平成21年11月4日（水）及び5日（木）午前10時開始

2 試験場所

東京都千代田区富士見1丁目10番12号

日本私立学校振興・共済事業団（私学会館分室）

3 受験願書提出期限

平成21年8月26日（水）から9月1日（火）まで

（郵送による場合は、締切日当日の消印のあるものまで有効）

4 受験手数料

25,900円

5 提出書類（各1部）

- (1) 受験願書、受験票（郵便はがき）及び受験票控、写真
- (2) 住民票抄本
- (3) 試験科目の免除を希望する者は、免除申請に関する書類

6 受験願書の提出先

〒101-0032

東京都千代田区岩本町2丁目16番2号 神田MCビル

社団法人全国火薬類保安協会 電話 03-5835-5781

※ 毎年、願書の提出期限が過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、提出期限にはよく注意してください。

火 薬 類 盗 難 防 止 は 記 帳 と 施 錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|--------|-----|-------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 |
| 平成21年度 | 358 | 0.0% | 9,012 | ▲33.8% | 772 | 10.4% | 30,055 | 4.6% |
| 平成20年度 | 358 | 4.7% | 13,616 | 37.5% | 699 | ▲11.0% | 28,722 | 1.4% |
| 平成19年度 | 342 | ▲7.8% | 9,904 | ▲31.6% | 785 | ▲15.6% | 28,311 | ▲22.0% |

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

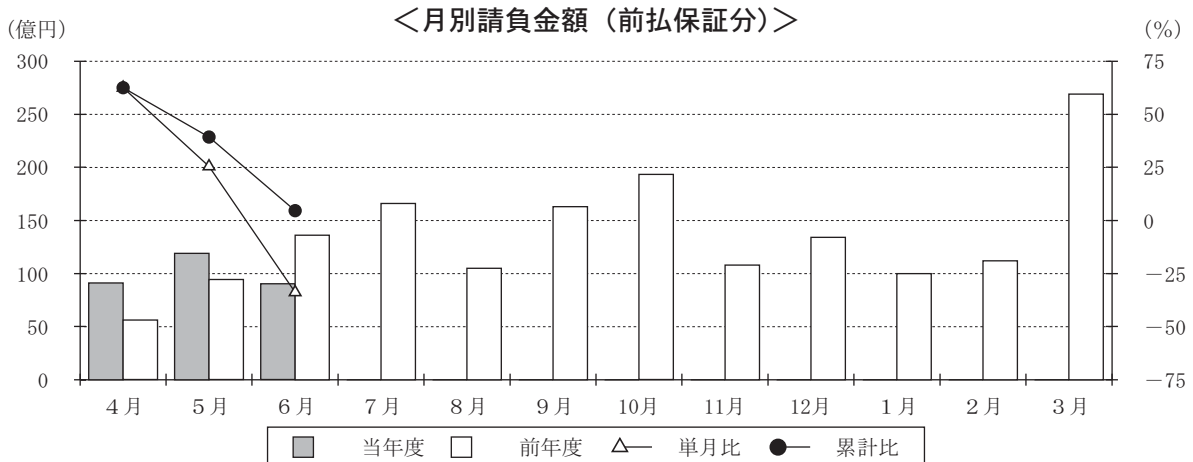
(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|---------|-----|-------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 国 | 43 | 2,843 | ▲43.4% | 31.5% | 80 | 9,135 | 29.2% | 30.4% |
| 独立行政法人等 | 6 | 801 | ▲79.3% | 8.9% | 17 | 4,414 | ▲48.9% | 14.7% |
| 県 | 76 | 1,223 | ▲4.1% | 13.6% | 199 | 4,724 | ▲12.0% | 15.7% |
| 市 町 村 | 226 | 3,981 | 28.0% | 44.2% | 462 | 9,654 | 44.6% | 32.1% |
| そ の 他 | 7 | 162 | ▲52.3% | 1.8% | 14 | 2,125 | 120.6% | 7.1% |
| 計 | 358 | 9,012 | ▲33.8% | 100.0% | 772 | 30,055 | 4.6% | 100.0% |

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|-------|-----|-------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 宮 崎 | 80 | 2,227 | 50.8% | 24.7% | 155 | 7,919 | 5.1% | 26.4% |
| 高 岡 | 11 | 175 | ▲71.2% | 1.9% | 27 | 568 | ▲52.6% | 1.9% |
| 西 都 | 13 | 247 | 228.6% | 2.7% | 32 | 496 | 89.4% | 1.6% |
| 高 鍋 | 21 | 598 | ▲5.6% | 6.6% | 44 | 5,658 | 224.7% | 18.8% |
| 日 南 | 27 | 766 | ▲48.6% | 8.5% | 50 | 1,895 | ▲12.1% | 6.3% |
| 串 間 | 14 | 185 | 60.0% | 2.1% | 26 | 389 | 51.1% | 1.3% |
| 都 城 | 47 | 982 | ▲19.3% | 10.9% | 103 | 3,535 | 36.5% | 11.8% |
| 小 林 | 24 | 970 | 2.4% | 10.8% | 88 | 2,451 | 105.8% | 8.2% |
| 日 向 | 73 | 1,923 | ▲53.9% | 21.4% | 113 | 2,942 | ▲58.6% | 9.8% |
| 延 岡 | 22 | 611 | ▲70.7% | 6.8% | 79 | 2,708 | ▲21.4% | 9.0% |
| 西 臼 杵 | 26 | 323 | ▲58.9% | 3.6% | 55 | 1,488 | 21.1% | 4.9% |
| 計 | 358 | 9,012 | ▲33.8% | 100.0% | 772 | 30,055 | 4.6% | 100.0% |



試験・研修等のご案内

1. 経営事項審査・宮崎県の工事評点対策講習会開催のご案内

【CPDS単位認定】

株式会社 ワイズ
代表取締役 福澤 直樹

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成20年4月1日に経営事項審査が改正・施行され1年が経過いたしました。新制度による経営事項審査では評価項目が全面改正され、中小建設企業の客観点には大幅な下降傾向が認められております。また、現在の発注制度では施工計画や工事評点を中心とする主観点が企業評価や入札時に重視されるようになり、「強い建設会社」の定義が明確化されつつあります。

弊社では、今までの客観点（経営事項審査）を重視した建設経営から、主観点を加味した新しい状況に対応すべく、経営事項審査対策の必要な部分を残し、工事評点のアップ対策事例を豊富に加えた研修会を全国各種団体様にて開催しております。

このたび、社団法人宮崎県建設業協会よりご後援をいただき、講習会を下記のとおり開催させていただきますことになりましたのでご案内申し上げます。

時節柄何かとご多用中のことと存じますがご出席下さいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

主催 株式会社 ワイズ
後援 社団法人 宮崎県建設業協会
日時 平成21年9月8日（火）13：30～16：30 （受付：13：00～）
場所 宮崎県建設会館 5階 研修室
〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通り東2-9-19 TEL：0985-22-7171
定員 60名（申込多数の場合は別日程をご案内します。）
内容 第一部 平成20年4月経営事項審査改正に伴う影響と対応について
第二部 工事成績評定の結果分析と総合評価入札対策について
講師 株式会社ワイズ 代表取締役 福澤直樹
受講料 1,500円（CPDS単位認定料及び資料代）
申込先 お手数ですが8月28日（金）までに別紙申込書によりFAXにてお申込み下さいますようお願いいたします。

※ 参加者には、電子納品写真管理ソフト、経審シミュレーション・書類作成ソフトを配布します。

※ 第二部では、工事成績評定分析に関する実習が予定されています。電卓・筆記用具をご持参ください。

以 上

新経審・工事評点対策講習会 出席申込書

会社名 _____

代表者名 _____

| 役 職 名 | 氏 名 |
|-------|-----|
| | |
| | |
| | |

平成21年 月 日 申込み

送信先：（社）宮崎県建設業協会 FAX：0985-23-6798

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度 建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>